

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案要綱

第一 安全保障会議設置法の改正

(第一条関係)

一 題名を国家安全保障会議設置法とすること。

二 安全保障会議の名称を国家安全保障会議（以下「会議」という。）とすること。

三 会議は、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の国家安全保障に関する事項を審議し、必要に応じ意見を述べるものとし、このうち、この法律案による改正前の安全保障会議設置法において内閣総理大臣が諮問しなければならぬものとされていた事項（以下「安全保障会議の必須諮問事項」という。）については、引き続きこれまでと同様の取扱いとするものとし、武力攻撃事態等その他の事態に関し、特に緊急に対処する必要があると認めるときは、迅速かつ適切な対処が必要と認められる措置について内閣総理大臣に建議することができるものとする。

四 国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等については、議長である内閣総理大臣のほか、外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官を議員として審議するものとし、安全保障会議の必須諮問事項については、引き続きこれまでと同様の議員により審議するものとし、重大緊急事態への対処に関する重要

事項に関しては、議長、内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された
国務大臣により審議するものとし、武力攻撃事態等及び周辺事態に関し、事態の分析及び評価について特
に集中して審議する必要があると認める場合には、議長、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び事態の
種類に依りてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣によつて事案について審議を行うことが
できるものとするとし、これらの審議に際しては、議長の判断で他の国務大臣を、議案を限つて、臨
時に会議に参加させることができるものとするとし、議員が不在のときは、緊急の場合その他やむを
得ない事由のある場合に限り、そのあらかじめ指名する副大臣がその職務を代行することができるものと
すること。

五 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、資料又は情報であつ
て、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとし、会議は、必要があると認めるときは、内閣官
房長官及び関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力をするよう求めるこ
とができるものとする。

六 議長及び議員並びにそれらの経験者のほか、副大臣として職務を代行した者、関係者として会議に出席

した者並びに事態対処専門委員会の委員長及びその経験者は、その職務に関して知ることのできた秘密を他に漏らしてはならないものとする事。

七 内閣官房副長官及び国家安全保障に関する重要政策を担当する内閣総理大臣補佐官は、会議に出席し、議長の許可を受けて意見を述べることが出来るものとする事。

八 会議に幹事を置き、幹事は内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命することとし、幹事は会議の所掌事務について、議長及び議員を補佐するものとする事。

九 会議の事務は、国家安全保障局において処理するものとする事。

第二 内閣法の改正

(第二条関係)

一 内閣官房に国家安全保障局を置くものとし、国家安全保障局は、内閣官房の事務のうち国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの、会議の事務、会議に提供された資料又は情報等を総合して整理する事務をつかさどるものとし、国家安全保障局に国家安全保障局長等を置くものとする事。

二 内閣官房に少なくとも一名の内閣総理大臣補佐官を置くこととし、内閣総理大臣は内閣総理大臣補佐官

の中から、国家安全保障に関する重要政策を担当する者を指定するものとする。

第三 国家公務員法の改正

(第三条関係)

国家公務員法に定める特別職の職に「国家安全保障局長」を加えること。

第四 特別職の職員の給与に関する法律の改正

(第四条関係)

特別職の職員の給与に関する法律の適用範囲に「国家安全保障局長」を加え、国家安全保障局長の俸給を定めること。

第五 附則関係

一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第二から第四までの規定については、法律の公布の日から六月以内の政令で定める日から施行すること。

二 第二から第四までの規定の施行までの間は、必要な経過措置を設けるものとする。